

# 奈良県消費生活条例第14条第1項の規定に基づき 不当な取引行為を指定する告示の改正(概要)

## 1 改正の理由

今般、近時の社会経済状況に対応した消費者行政の枠組みを整備し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、奈良県消費生活条例を一部改正した。(18年4月1日施行)

この時期に合わせ、多様化する不当な取引行為に対応するため、指定する行為を追加し、併せて整備する。

## 2 改正概要

### (1) 近時の消費生活関係の法改正に伴い盛り込むもの

- ・ 消費者契約法
- ・ 特定商取引に関する法律
- ・ 貸金業の規制等に関する法律

### (2) 審議会、弁護士会、消費生活相談員連絡会、パブリックコメントで意見のあったもの

- ・ 「不招請勧誘」、「不当な電子メールの送信」
- ・ 「過剰与信」、「不当に高額」、「消費者に不適合な内容」
- ・ 「架空請求」

### (3) 文言の訂正

### (4) 分類、順序の整理

## 3 改正経過

### (1) 奈良県消費生活条例第12条第4項に基づき、奈良県消費審議会の意見を聴取

平成18年3月29日 審議会開催(委員15名13名出席)

- ・ 盛り込むべき行為について同意。
- ・ 見出しを付け、分かりやすい分類順序で整備し、消費生活相談員等が活用しやすいようにすることが望ましいとの意見

### (2) その他

- ・ 平成16年度～17年度に、奈良県消費生活審議会及び条例検討部会において、条例改正とともに議論。
- ・ 平成17年11月～12月に、条例改正に関するパブリックコメントにおいて、同時に意見募集。